

改正

昭和三四年六月九日規則第六五号
昭和三五年九月二〇日規則第九六号
昭和五二年一〇月二八日規則第一一八号
昭和五五年一月八日規則第一号
昭和六三年四月一日規則第七号
平成元年十一月二四日規則第七七号
平成六年三月三十一日規則第二四号
平成九年三月一〇日規則第四号
平成一一年三月九日規則第一三号
平成一二年三月二四日規則第八二号
平成一八年四月一日規則第一〇三号
平成二四年一二月二八日規則第八三号
令和三年三月三十日規則第九十九号

岐阜県みつばち転飼条例施行規則をここに公布する。

岐阜県蜜蜂転飼条例施行規則

(転飼の許可申請)

第一条 岐阜県蜜蜂転飼条例（昭和三十一年岐阜県条例第十四号。以下「条例」という。）第二条の規定による許可を受けようとする者は、別記様式第一号による申請書に次に掲げる書類を添え、蜜蜂の転飼を行う日の一箇月前までに転飼をしようとする場所を管轄する農林事務所に提出しなければならない。

- 一 転飼希望場所が他人の所有する土地であるときは、その土地の所有者又は管理者の土地使用承諾書（別記様式第二号）
- 二 転飼希望場所付近の見取図

(許可証の様式)

第二条 条例第二条第三項の許可証の様式は、別記様式第三号のとおりとする。

(転飼の休止又は廃止の届出)

第三条 条例第二条第一項の許可を受けた養蜂業者（当該養蜂業者の死亡その他の理由により、そ

の地位を承継した者を含む。)は、当該許可に係る転飼を休止し、又は廃止したときは、当該事由の生じた日から十日以内に、その旨を農林事務所に届け出るものとする。

付 則

- 1 この規則は、岐阜県みつばち転飼条例施行の日（昭和三十一年三月三十日）から施行する。
- 2 岐阜県蜜ばち転飼条例施行規則（昭和二十六年三月岐阜県規則第十三号）は、廃止する。

付 則（昭和三十四年六月九日規則第六十五号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和三十五年九月二十日規則第九十六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十二年十月二十八日規則第百十八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十五年一月八日規則第一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六十三年四月一日規則第七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年十一月二十四日規則第七十七号）

- 1 この規則は、平成元年十二月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の規則の規定により交付されている合格証、許可書等の証票は、この規則による改正後の規則の規定により交付された証票とみなす。
- 3 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

附 則（平成六年三月三十一日規則第二十四号）

- 1 この規則は、平成六年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

附 則（平成九年三月十日規則第四号）

- 1 この規則は、平成九年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の規則の規定により作成されている用紙（以

下「旧用紙」という。)がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

附 則 (平成十一年三月九日規則第十三号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県みつばち転飼条例施行規則の規定により作成されている用紙(以下「旧用紙」という。)がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県みつばち転飼条例施行規則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

附 則 (平成十二年三月二十四日規則第八十二号)

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成十八年四月一日規則第百三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十四年十二月二十八日規則第八十三号)

- 1 この規則は、平成二十五年一月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県みつばち転飼条例施行規則(以下「旧規則」という。)の規定により交付されている許可証は、この規則による改正後の岐阜県蜜蜂転飼条例施行規則(以下「新規則」という。)の規定により交付されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定により作成されている用紙(以下「旧用紙」という。)がある場合においては、新規則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

附 則 (令和三年三月三十日規則第九十九号)

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

別記

様式第1号（第1条関係）

蜜蜂転飼許可申請書						
				年	月	日
農林事務所長 様						
住 所						
電話番号						
氏名又は名称及び代表者氏名						
下記のとおり転飼したいので、岐阜県蜜蜂転飼条例第2条第1項の規定により申請します。						
記						
転飼しようとする場所	左の土地所有者住所氏名	最大計画蜂群数	転飼期間		蜜源	飼育者住所氏名
			月	日から		
			月	日まで		
			月	日から		
			月	日まで		
			月	日から		
			月	日まで		
			月	日から		
			月	日まで		
備考(1) 電話番号は、常時連絡が取れる携帯電話等の番号が望ましい。						
(2) 転飼しようとする場所は、字、番地まで記入すること。						

様式第2号 (第1条関係)

年 月 日				
様				
住 所 氏名又は名称及び代表者氏名 ⑩				
土地 ^{使用} 承諾書				
以下の私の所有の土地を、下記の期間蜜蜂の飼育場所として使用することを承諾 します。				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; padding: 5px;">使用を承諾する土地の所在地</th> <th style="width: 50%; padding: 5px;">使用を承諾する期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">年 月 日から 年 月 日まで</td> </tr> </tbody> </table>	使用を承諾する土地の所在地	使用を承諾する期間		年 月 日から 年 月 日まで
使用を承諾する土地の所在地	使用を承諾する期間			
	年 月 日から 年 月 日まで			
備考(1) 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。 (2) 使用を承諾する土地の所在地は、字、番地まで記入すること。				

様式第3号 (第2条関係)

年第 号 蜜 蜂 転 飼 許 可 証	
住 所	
氏名又は名称 及び代表者氏名	
蜂 群 数	
転 飼 の 場 所	郡 町 市 村
転 飼 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
その他の条件	
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 年 月 日 農林事務所長 印 </div>	